

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月28日

【会社名】 K L a b株式会社

【英訳名】 K L a b I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真田 哲弥

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 5771 - 1100

【事務連絡者氏名】 常務取締役 高田 和幸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 5771 - 1100

【事務連絡者氏名】 常務取締役 高田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年3月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行するための関連する定款の一部を変更

取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設
業務執行を行わない取締役についても責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため規定の一部を変更

本定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任についても同様の取扱いをするための附則を新設

その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

監査等委員でない取締役に真田哲弥、五十嵐洋介、森田英克、高田和幸及び野口太郎の各氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に井上昌治、吉田正樹及び松本浩介の各氏を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役に清水博氏を選任する。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員でない取締役の報酬額を年額5億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額5千万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	146,288	5,271	0	(注) 1	可決 91.95%
第2号議案 監査等委員でない取 締役5名選任の件				(注) 2	
真田 哲弥	138,774	12,787	0		可決 87.22%
五十嵐 洋介	144,670	6,891	0		可決 90.93%
森田 英克	144,245	7,316	0		可決 90.66%
高田 和幸	144,645	6,916	0		可決 90.91%
野口 太郎	144,664	6,897	0		可決 90.92%
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件				(注) 2	
井上 昌治	145,545	6,016	0		可決 91.48%
吉田 正樹	145,792	5,769	0		可決 91.63%
松本 浩介	134,170	17,391	0		可決 84.33%
第4号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件	143,627	7,934	0	(注) 2	可決 90.27%
第5号議案 監査等委員でない取 締役の報酬等の額設 定の件	143,389	8,171	0	(注) 3	可決 90.12%
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	144,414	7,147	0	(注) 3	可決 90.77%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。